

平成17年度 第3回 文化財保護委員会会議録

■日時：平成18年3月28日（火）午後7時00分から8時00分

■場所：宮代町郷土資料館 会議室兼資料取扱室

■出席者：高畑委員長、新井委員、中村委員、内田委員、今村委員、中村委員、鈴木委員

（欠席：島村委員）

桐川教育長、中村室長（館長）、松田主査、横内主任、河井主任

1. 開会（松田主査）

2. あいさつ（桐川教育長、高畑委員長）

3. 議題

（1）平成17年度 事業報告について

高畑委員長・・・それでは事務局説明をお願いします。

事務局（埋蔵文化財は河井主任、それ以外は松田主査）より説明を行った。

高畑委員長・・・事業報告について、なにか質問はありますか？

中村委員・・・埋蔵文化財について2つ質問させていただきます。まず、道仏北遺跡についてですが、3月に試掘調査を行ったとの事ですが、18年度ではどのくらいの面積を発掘調査するのですか。また、試掘調査の結果についてもう少し詳しく専門用語を使ってご説明ください。次に、金原遺跡の発掘調査報告書の件ですがほぼ図版の作成が終わったとのことですが、報告書はいつ出すのですか。

河井主任・・・まず、道仏北遺跡ですが、総面積5,000平米の内、18年度は3,600平米を調査する予定となっています。残りの1,400平米は平成19年度に調査する予定です。試掘調査の結果については、縄文時代早期条痕文期から前期黒浜期が主体であると考えられます。特に黒浜期については多数の住居跡があると推定され、今回の試掘調査では10軒の住居は確実にあることが分かっています。条痕文期については遺物的にはそれほど多くないような気がいたしましたが、その前半期である野島式土器も出土していました。宮代町では主に金原遺跡等の縄文時代後期の遺跡が多く発掘されますが、今回の道仏北遺跡は縄文時代前期が主体である遺跡で、しかも尾根状の舌状台地全体を発掘調査することから、集落全体が分かる可能性もあり、該期の遺跡として非常に重要な遺跡となる可能性が強いと考えられます。

次に金原遺跡の報告書の件ですが、現在までに一部の図版を抜かしほぼ全ての図版の作成が終了しています。そのため、金原遺跡の発掘調査報告書を平成18年度予算で要求したところ経営戦略会議で却下されました。理由については、報告書が刊行できる準備は続け、時がきたら報告書を出せば良い。今は財政難のため枠外で出す必要はないとのことでした。枠内であれば、刊行することができますが、なにしろ金原遺跡の報告書は4万平米を調査したこともあり、図版だけで250ページ、写真図版も最低でも40～50ページ、表も土坑などがありますので約50ページにはなると思います。そう考えるといかに文章を少なくしても本全体では最低500ページには、なると思います。報告書の印刷代はページ単価5,000円として計算すると250万円、単価4,000円と考えると200万円はかかると推定され、枠内で予算要求

するのは非常に厳しい状況といえます。

中村委員・河井さんもご存知の通り、埋蔵文化財の発掘調査は、報告書を刊行して初めて終了するものです。財政難なのは分かりますが、公共事業に伴い発掘調査をした以上報告書を出す義務が生じるわけですので、早急に報告書を出さなければいけません。報告書を出さなければ、どのような遺跡が発掘されたのかが、公開されないのと同じです。よく町部局と報告書を刊行することを前提に話し合ってください。

(2) 指定文化財について

事務局（河井主任）より説明を行った。

第2回文化財保護委員会の審議の結果、所有者の意向を確認した上で、川島庚申塔群・岩崎家文書・五社神社和鏡を町指定候補として定例教育委員会に答申すると決定いたしました。なお、姫宮神社本殿については調査の結果、非常に価値の高いものとの結論ができましたが、新井委員からもありました通り、姫宮神社本殿につきましては火災報知器を設置しないと難しいのではとの意見から、実際、宮司さんと話したところ、「諸般の事情（財政面）により火災報知器の設置は難しい。」との回答を得ました。そこで今回の文化財指定については、この資料にあります3件を3月30日に開催する予定の定例教育委員会へ町指定文化財候補として、提案したいと思えます。なお、岩崎家文書は寄贈文書なので宮代町教育委員会の所有となっています。川島庚申塔群については川島の深井さん、五社神社和鏡については、宗教法人五社神社総代の伊草さんより、承諾書を頂いております。なお、先日、高畑委員長からも第2回文化財保護委員会で3件の指定文化財候補の答申書を出していただいたところです。

指定物件は、岩崎家文書、川島庚申塔群として庚申塔5基と常夜塔2基になります。五社神社和鏡については、第2回の文化財保護委員会で審議いただいたとおり、元禄8年の柄鏡及び台座については、付（つけたり）扱いで出したいと思っています。そのため、名称は、五社神社本殿箱付和鏡 付柄鏡及び台座という形で提起させていただくというような状況です。

(3) 宮代町文化財保護条例の全部を改正する条例について

事務局（河井主任）より説明を行った。

埼玉県保護条例に合うようにまた、近隣の市町村の保護条例に遜色のないような形で全部改正している状況となっております。なお、この条例につきましては3月13日に議会の議決を経ていきます。

(4) 宮代町文化財保護条例施行規則について

事務局（河井主任）より説明を行った。

今回、保護条例改正に併せまして施行規則を制定しております。いままで、施行規則がない状況でしたが、今回の文化財保護条例の全部改正にともない、作成しました。内容のほとんどは様式等の制定であります。こちらは教育委員会規則になっておりますので3月30日の定例教育委員会で審議してもらうという予定になっております。

(5) 文化財保護委員会規則の全部を改正する規則について

事務局（河井主任）より説明を行った。

主な改正点ですが、第1条の根拠法令である宮代町保護条例の全部改正に伴い年度や号などの改正をさせていただきました。

第3条では第2項で特別な事項を調査する場合は、専門調査員をおくことができるとしています。また、第3項で専門調査員は文化財保護委員及び学識経験を有するものから教育委員会が委

囑するとしています。

第4条ですが宮代町公共改革で付属機関委員の任期は6年を超えてはいけなと決定いたしましたので保護委員会規則にいれないといけないため、いれました。

しかし、専門的な知識のある方は町内では少ないので、公共改革の趣旨に基づき一般町民は6年とし、専門的な知識のある方につきましてはこれを除くとしています。

(6) 宮代町文化財保存事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

事務局（河井主任）より説明を行った。

様式は昭和を平成にかえています。要綱は町長決裁ですので現在決裁中という状態になっております。これも4月1日から施行という形になっております。

高畑委員長・・・質疑ですが、何かございますか。

新井委員・・・補助要綱の中の5条で3分の2以内となっておりますが、これを出している文化財保存団体はありますか。

河井主任・・・町の文化財で補助金を出しているところは、五社神社と東条原獅子舞保存会になります。五社神社につきましては県の補助金が2分の1、町が4分の1という形で出しています。3分の2の規定を最近適用したのは平成10年度の宝生院オオイチョウの樹木医診断やそれにもとづく伐採等で費用の3分の2を補助しています。毎年、3分の2を補助するというものではなく、特別な事由があったときには、最大、町が3分の2出すという事で対応しています。

高畑委員長・・・その他にないようでしたら、報告事項について終了とします。

中村室長（館長）・・・公共改革等について事務局から説明をさせていただきたいと思います。先ほど文化財保護委員会規則のところで、河井からも説明がありましたが、この度の公共改革に伴い、付属機関の委員は、6年を超えることができないとなりましたので、この文化財保護委員会にも適用となりますのでご理解お願いいたします。また、委員の報酬や費用弁償も改正され減額されています。なお、平成17年度で委員の任期が切れます。今後、委員の募集等を広報等でお知らせしていく予定です。

高畑委員長・・・閉会宣言

その他、特にないようですので、ただいまをもちまして、文化財保護委員会を閉会いたします。